

岩手県告示第151号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

令和4年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 八幡平市大更地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年3月14日から令和5年3月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量及び出来形確認測量